

# 離婚協議書 完全版【記入例】

田中太郎・田中花子 / 完成形サンプル

これは記入例です。実際の内容はご自身の状況に合わせて記入してください。

夫 田中 太郎（昭和60年4月1日生、以下「甲」という）と妻 田中 花子（昭和62年7月15日生、以下「乙」という）は、協議離婚するにあたり、以下のとおり合意した。

## 第1条（離婚の合意）

1. 甲と乙は、協議離婚することに合意した。
2. 甲及び乙は、令和7年6月30日までに、千代田区役所に協議離婚届を提出する。届出は乙が行うものとする。

## 第2条（親権者の指定）

1. 甲乙間の未成年子 田中 一郎（平成30年5月10日生）の親権者は、乙と定める。
2. 乙は子と同居し、監護養育する。

## 第3条（養育費）

1. 甲は、乙に対し、前条の未成年子の養育費として、令和7年7月から、子が満22歳到達月（大学卒業月）まで、毎月末日限り、金8万円を、乙の指定する預金口座（みずほ銀行 千代田支店 普通 123456 7 田中花子）に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。
2. 進学費用（高校・大学の入学金等）については、甲乙協議のうえ、別途分担する。原則として50:50とする。
3. 物価変動・甲乙の収入の著しい変動その他の事情変更があったときは、甲乙協議のうえ養育費の額を見直すことができる。

## 第4条（面会交流）

1. 乙は、甲が子と面会交流することを認める。
2. 面会交流は、毎月2回、1回あたり6時間程度とし、土曜日または日曜日の午前10時から午後4時までとする。場所は子の希望を尊重する。
3. 学校行事・誕生日・年末年始等については、別途協議のうえ柔軟に対応する。
4. 子が15歳に達したときは、子の意向を最大限尊重する。

## 第5条（慰謝料）

1. 甲は、乙に対し、本件離婚に伴う慰謝料として、金300万円を支払う義務があることを認める。
2. 甲は、前項の金員を、令和7年8月末日までに、乙の指定する預金口座に振り込む方法により一括して支払う。振込手数料は甲の負担とする。

## 第6条（財産分与）

1. 甲乙の婚姻期間中に形成した共有財産を以下のとおり分与する。

土地建物（東京都千代田区サンプル町1-2-3 / 登記名義：甲 / 時価 5,000万円 / 住宅ローン残債 2,800万円） 甲の単独所有とし、ローンは甲が承継する。乙には別途代償金 1,100万円を5年分割（毎月末日 18.4万円）で支払う。

預貯金： みずほ銀行 千代田支店 普通 2345678 名義甲 残高 600万円 甲300万円・乙300万円に分与

。

自動車： トヨタ プリウス（時価200万円） 甲所有を継続。

家財一式 別紙財産目録のとおり乙に分与。

#### 第7条（年金分割）

1. 甲及び乙は、婚姻期間中（平成26年4月1日から令和7年6月30日まで）の標準報酬総額にかかる年金分割について、按分割合を 0.5 とすることに合意する。
2. 上記合意に基づき、甲乙は、共同して年金事務所に対して必要な手続を行う。

#### 第8条（住所変更等の通知義務）

1. 甲及び乙は、住所・連絡先・勤務先・振込口座等を変更したときは、速やかに相手方に通知する。

#### 第9条（清算条項）

1. 甲及び乙は、本協議書に定めるもののほか、本件離婚に関し、互いに何らの債権債務もないことを相互に確認する。

#### 第10条（強制執行認諾）

1. 甲は、本協議書に定める養育費・慰謝料・財産分与代償金の支払を怠った場合、直ちに強制執行を受けることを認諾する。

#### 第11条（公正証書化）

1. 甲及び乙は、本協議書を東京公証役場で公正証書とすることに合意する。公証役場の手数料は折半とする。

## 署名捺印欄

以上、合意の証として本書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

令和7年6月25日

### 【甲（夫）】

住所：東京都千代田区サンプル町1-2-3

氏名：田中 太郎 印

### 【乙（妻）】

住所：東京都新宿区サンプル町5-6-7（実家）

氏名：田中 花子 印

## 公正証書化までの実例フロー

- ・6/25 双方署名・本書完成
- ・6/27 東京公証役場に持参 公証人と打合せ
- ・6/30 双方出頭 公正証書化（手数料約4万円・折半）
- ・6/30 同日 千代田区役所に離婚届提出
- ・7/05 年金事務所に分割請求書を提出（必要書類：戸籍謄本・本書写し）